

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成 12 年東村山市条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して、一定期間に限り、介護保険料を減免することができるようにするため、本案を提出するものである。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成12年東村山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条中「の各号」を削る。

第22条第1項中「第115条の45第5項」を「第115条の45第10項」に改める。

附則第9条中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条ただし書中「令和3年度」を「令和4年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(保険料の徴収猶予)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って、徴収を猶予することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(地域支援事業)

第21条 市は、法第115条の45第1項及び第2項に規定する事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(利用料)

第22条 市は、地域支援事業のうち、規則で定める事業(以下「利用料徴収事業」という。)を利用した者(以下「利用料徴収事業利用者」という。)に対しては、法第115条の45第10項に規定する利用料(以下単に「利用料」という。)を徴収することができる。

2～4 (略)

附 則 (平成12年東村山市条例第9号)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例)

第9条 市長は、第18条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症及

旧 条 例

(保険料の徴収猶予)

第17条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って、徴収を猶予することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(地域支援事業)

第21条 市は、法第115条の45第1項及び第2項に規定する事業のほか、地域支援事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(利用料)

第22条 市は、地域支援事業のうち、規則で定める事業(以下「利用料徴収事業」という。)を利用した者(以下「利用料徴収事業利用者」という。)に対しては、法第115条の45第5項に規定する利用料(以下単に「利用料」という。)を徴収することができる。

2～4 (略)

附 則 (平成12年東村山市条例第9号)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例)

第9条 市長は、第18条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症及

新 条 例

びそのまん延防止のための措置の影響により相当な収入の減少等があり、保険料の納付が困難である者として規則で定めるものに対し、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険料を減免することができる。ただし、令和4年度内に減免の申請がされた場合に限る。

旧 条 例

びそのまん延防止のための措置の影響により相当な収入の減少等があり、保険料の納付が困難である者として規則で定めるものに対し、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料を減免することができる。ただし、令和3年度内に減免の申請がされた場合に限る。